

内閣参質一九〇第一〇三号

平成二十八年四月二十八日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出看護師が行う業務の範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員薬師寺みちよ君提出看護師が行う業務の範囲に関する質問に対する答弁書

一について

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条にいう「療養上の世話」とは、例えば、食事の介助、清拭^{しき}等の傷病者又はじよく婦に対しても療養上必要な世話をを行うことであり、同条にいう「診療の補助」とは、例えば、医師又は歯科医師の指示の下で行う採血、静脈注射等の医師又は歯科医師の指示の下で医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある医行為を行うことである。

二及び三について

ある行為が傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に当たるか否かについては、当該行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要があるため、お尋ねの「療養上の世話又は診療の補助」の範囲について一概にお答えすることは困難であるが、例えば、医師の指示の下で子宮頸^{けい}がんの検査のために腔内から細胞を採取することは診療の補助に該当し、看護師が当該行為を業として行うこととは可能であると考えられる。

